

設工認申請対象設備の設工認申請での記載方法等について（改正1）

1. 設工認申請対象設備の設工認申請における分類

設工認申請対象設備は、規則、基準への適合性および許可との整合性の観点から「①事業変更許可申請書に記載のもの」、「②技術基準規則への適合のために必要なもの」である。

上記設備は、事業変更許可申請書等において、要求する機能、性能等を示しており、その重要度が異なることから、設工認申請書では、重要度に応じて記載方法等を分類することを考えている。

分類については、大きく分けて以下のものになる。

- ① 安全機能を確認するために、材料、寸法、揚程、容量等といった該当する機器の仕様値を示す必要があるもの（以下「仕様表記載対象設備」という。）
- ② 上記以外で、基本設計方針において要求される機能を達成するための方針を示すもの（以下「基本設計方針記載対象」という。）

更に②については、事業変更許可申請書において具体的な設備名称の記載の有無で分類される。このため、設備名称の記載の有無に応じ、以下に分類する。

- ② -a 基本設計方針に機能を達成するために必要となる具体の設備名称等を示すもの
- ② -b 基本設計方針で機能を達成するための基本的な設計の考え方を示すもの

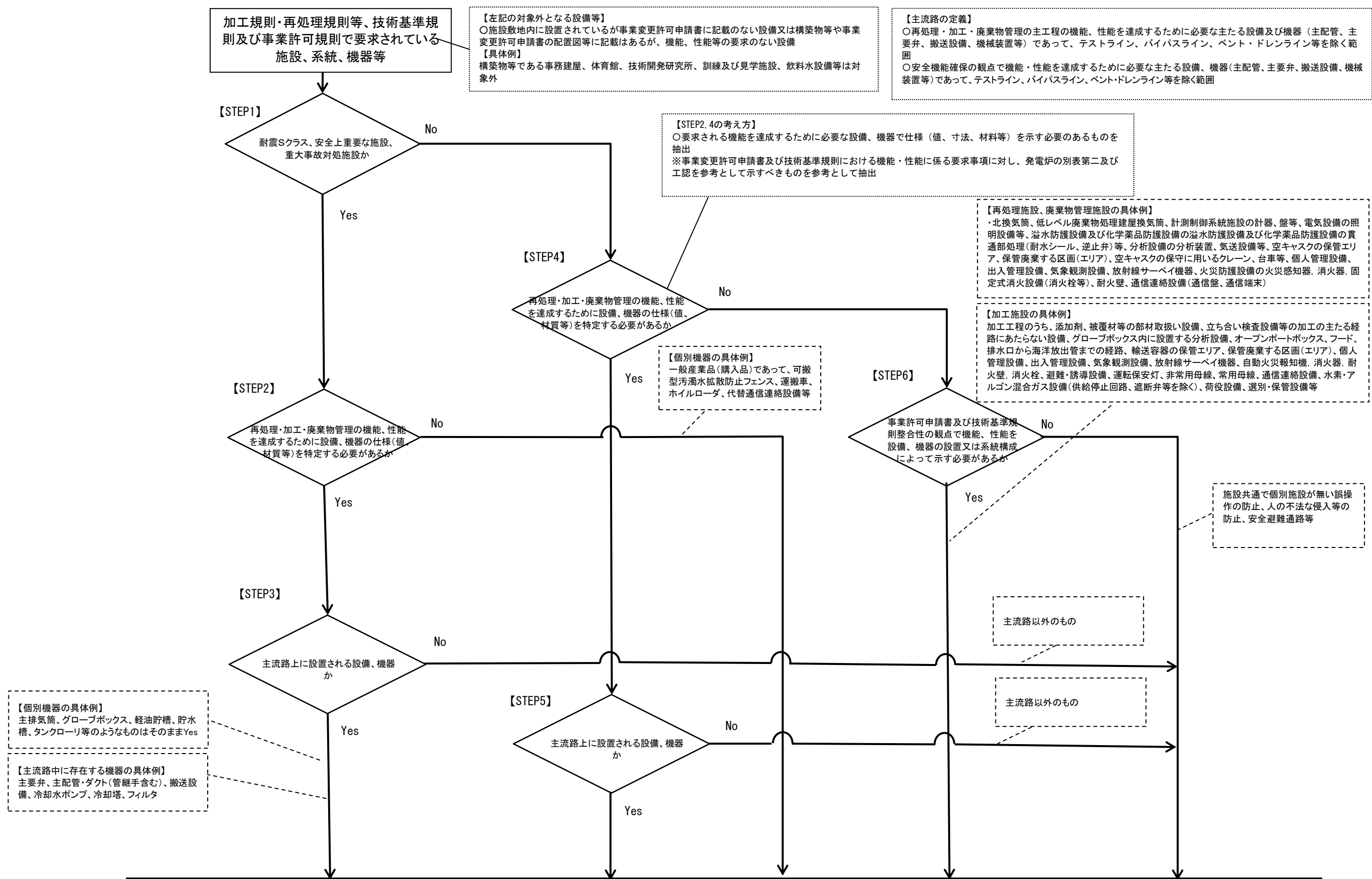
＜仕様表記載対象と基本設計方針記載対象の基本的な考え方＞

項目	対象の考え方	対象設備等の例
① 仕様表に仕様値等 を示すもの	耐震Sクラス、安全上重要な施設、重大事故対処施設、安全上重要な施設以外の主流路に設置される設備等で、技術基準適合性、事業変更許可で示した機能、性能が基準等へ適合していることを説明する上で構造、性能等に係る仕様（値）を示す必要がある設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐震Sクラス、安全上重要な施設、重大事故対処施設（一般産業用工業品を除く） ✓ 上記以外の加工設備本体の構造及び設備で仕様等を示した設備のうち、MOX粉末、ペレット、燃料棒、燃料集合体等を取り扱う設備を主たる流路に設置されている設備 ✓ 廃棄物処理設備等のうち、主たる流路に設置されている設備
② -a 基本設計方針に機能を達成するために必要となる具体の設備名称等を示すもの	技術基準適合性、事業変更許可で示した機能、性能が基準等へ適合していることを説明する上で、具体の値を示す必要がなく、構成する設備等を示すことで要求される機能、性能を達成することが説明可能な設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 添加剤、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたらぬ設備 ✓ 放射線管理（出入管理設備のように設備の設置要求のみのもの）、通信連絡設備、電源設備等
② -b 基本設計方針で機能を達成するための基本的な設計の考え方を示すもの	事業変更許可において設備の設置目的のみを示し、具体的な設備構成等を示していない設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等

上述の考え方（詳細は添付－１のフローに示す）に基づき、仕様表対象と基本設計方針対象（②-a, ②-b）とするものの整理を行った結果について、施設又は系統単位で整理（設工認申請対象設備（設備リスト）、仕様表及び基本設計方針記載対象整理表、色塗り系統図等）を行い、技術基準等の要求に照らし問題がないかを別途個々に確認したい点については整理でき次第、面談で確認したい。

以 上

仕様記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方(改正2)



区分	【グレード①】仕様記載対象機器の具体例	【グレード②-a】基本設計方針対象機器の具体例	【グレード②-b】基本設計方針対象機器の具体例
再処理	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・安重設備(燃料貯蔵プール等、溶解槽、よう素追出し槽、中継槽、抽出塔、フルトニウム溶液TBP洗浄器、分離建屋一時貯留処理槽、フルトニウム濃縮缶、精製建屋一時貯留処理槽、一時貯槽、焙焼炉、還元炉、粉末充填機、保管容器、粉末缶、混合酸化物貯蔵容器、高レベル濃縮廃液貯槽等) ・安重Sクラスの塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備のフィルタ、ダクト、排風機 ・安重Sクラスの計測制御設備、安全保護回路 ・制御室換気設備 ・主排気筒 ・主排気筒ガスマニタ ・遮蔽設備 ・電気設備(非常用内電源系統)</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・サイフォンブレーカ、止水板及び蓋、代替安全圧縮空気系の可搬型ホースを接続する管路、系統上に設置する弁及びダンパ等、代替安全冷却水系の可搬型ホースを接続する管路、系統上に設置する弁及びダンパ、可搬型排水貯槽、可搬型中型送水ポンプ、代替換気設備の凝縮器、予備凝縮器、可搬型ダクト、可搬型フィルタ、可搬型排風機、大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型建屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、計装設備、代替電源設備、代替試料分析関係設備、代替放射線観測設備、代替気象観測設備、アルファ・ベータ線用サーベイメータ等</p> <p>【上記以外】 ・再処理施設の主流路となる塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備排気系統、フィルタ、排気筒 ・再処理施設の主流路となる廃液系統に設置される配管、廃液貯槽、蒸発缶、ろ過装置、海洋放出ポンプ、海洋放出管 ・再処理施設の主流路となる系統(使用済燃料の受入れ～分離～精製～脱硝～酸回収及び溶媒回収)に設置される配管、貯槽、蒸発缶、搬送設備、機械装置、海洋放出ポンプ、海洋放出管</p>	<p>【設計基準対象施設】 再処理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 ・北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒 ・計測制御系統施設の計器、盤等 ・電気設備の照明設備等 ・溢水防護設備及び化学薬品防護設備の貫通部処理(耐水シール、逆止弁)等 ・分析設備の分析装置、気送設備、フード等 ・空キャスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・空キャスクの保守に用いるクレーン、台車等 ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁、通信連絡設備(通信盤、通信端末)</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、ホイールローダ、代替通信連絡設備等</p>	<p>【設計基準対象施設】 ・誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 ・主流路以外のもの(テストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等)</p>
MOX	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・安重設備(Sクラスグローブボックス、焼結炉、貯蔵設備、臨界管理用の高さ制限ゲート、混合酸化物貯蔵容器等)、安重グローブボックスに内装する核燃料物質を取り扱う機器 ・安重Sクラスのフィルタ、ダクト、排風機 ・安重Sクラスのグローブボックス消火装置(ポンベ、主配管、主要弁、安全弁)</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する管路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬型ダクト等 ・大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型建屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射線観測設備、代替気象観測設備、可搬型ダンパ出口風速計、アルファ・ベータ線用サーベイメータ等</p> <p>【上記以外】 ・加工施設の主流路となる排気系統、フィルタ、排気筒 ・加工施設の主流路となる廃液系統に設置される配管、検査槽、廃液貯槽、検査槽・廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ、ろ過処理装置、吸着処理装置(処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む)</p>	<p>【設計基準対象施設】 廃棄物管理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 ・北換気筒 ・計測制御系統施設の計器、盤等 ・電気設備の盤及び照明設備等 ・空キャスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・空キャスクの保守に用いるクレーン、台車、扉等 ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難・誘導設備、運転保安灯、非常用母線、常用母線、通信連絡設備、水素・アルゴン混合ガス設備(供給停止回路、遮断弁等を除く)、荷役設備、選別・保管設備等</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・監視測定用運搬車、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、代替通信連絡設備等</p>	<p>【設計基準対象施設】 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 主流路以外のもの(テストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等)</p>
廃棄物管理	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・収納管及び通風管 ・遮蔽設備(床面走行クレーン(遮蔽容器)、貯蔵区画遮蔽等)</p> <p>【上記以外】 ・廃棄物管理施設の主流路(遠送ガラス固化体の受入れ～貯蔵)を行う系統に設置されるクレーン、台車等の搬送設備、ガラス固化体の各種検査装置、床面走行クレーン等 ・廃棄物管理施設の主流路となる排気系統、フィルタ、排風機等</p>	<p>【設計基準対象施設】 廃棄物管理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 ・北換気筒 ・計測制御系統施設の計器、盤等 ・電気設備の盤及び照明設備等 ・空キャスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・空キャスクの保守に用いるクレーン、台車、扉等 ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁、通信連絡設備(通信盤、通信端末)</p>	<p>【設計基準対象施設】 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 主流路以外のもの(テストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等)</p>
濃縮	<p>【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・該当なし</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・該当なし</p> <p>【上記以外】 ・加工施設の主流路(UF6を内包する系統(第1類、第2類))に設置される配管、発生槽、遠心分離機、各コールドトラップ、各回収槽、排気系統、廃液系統、フィルタ等 ・放射線監視測定機器(排気用モニタ、モニタリングポスト等)、非常用設備(無停電電源、DG、遠隔消火設備等)、その他(搬送、洗缶、除染設備等)</p>	<p>【設計基準対象施設】 加工施設の主流路外(UF6を内包しない系統(第3類))に設置される配管、ロータリーポンプ、ダクト等 ・保管廃棄する区画(エリア) ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難・誘導設備、非常用照明、非常用母線、常用母線、通信連絡設備等</p> <p>【重大事故等対処設備】 ・該当なし</p>	<p>【設計基準対象施設】 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等 主流路以外のもの(テストライン、バイパスライン、ペント・ドレンライン等)</p>

設工認申請対象設備(設備リスト)